

平成 29 年度 飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度について

八王子市では、猫による被害の軽減と猫の殺処分数を削減するとともに、動物の愛護と適正な管理を啓発し、人と猫との共生社会の実現を図るため、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度を実施しています。

助成対象者：市内にお住いの個人及び市内で活動する団体（町会、自治会、ボランティア団体等）
（事務所が市内又は事務所を持たない団体の場合は代表者住所が市内であること）

助成対象猫：市内に生息する飼い主のいない猫（野良猫）（飼い猫は助成対象外）
他人の飼い猫を勝手に捕獲しないよう十分確認してください。
手術のための捕獲が難しい場合は、捕獲器の貸し出しも行いますのでご相談ください。

助成対象手術：平成 29 年 4 月 1 日以降に、市内の動物病院で不妊（卵巣又は卵巣と子宮を摘出することという。）又は去勢（精巣を摘出することをいう。）手術を実施し、その手術費用を支払った場合が対象です。

助成金の額：●不妊手術（めす）1 匹 5,000 円 ●去勢手術（おす）1 匹 3,000 円
（手術費用の額が上記助成金の額を下回る場合は支払った額）
予算額：2,800,000 円

交付申請・請求方法

手術実施後、次の書類を保健所に持参するか郵送してください。申請書・請求書は保健所窓口にて配布します。また市ホームページからもダウンロードできます。

なお、印鑑は朱肉を使うものとし（スタンプ印は不可）、修正液や修正テープによる訂正は不可です。

●飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付申請書・請求書（記入例参照）

（必要事項を記入し、動物病院に「3 獣医師の確認」欄の記入・押印を依頼してください。また、第 4 号様式請求金額欄は記入しないでください。）

※なお、同一日に複数匹を申請する場合は、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付対象猫（第 1 号様式の 2）に 2 匹目以降の実施内容を記載し、併せて提出することも可能。（第 1 号様式の 2 のみでの申請はできません。）

- 不妊去勢手術に関わる動物病院の領収書（申請者あて）又はその写し
- 振込先口座を確認できるもの（通帳等）の写し

申請受付期間

受付期間は手術を実施した年度の 3 月 31 日（閉庁日の場合は前日、郵送は必着）までですが、交付決定は先着順に行い、期間内であっても予算に達した時点で受付を終了しますのでご了承ください。

交付等の決定

申請書の内容を審査し交付を決定したときは助成金交付決定通知書により通知するとともに請求書に記載された口座に助成金を振り込みます。また、不交付を決定したときは、助成金不交付決定通知書により通知します。なお、交付決定は、同一申請者に対し一年度中 20 匹を限度とします。

助成決定者の遵守事項：助成決定者は次に掲げる事項を遵守してください。

- 不妊去勢手術後の猫のうち譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- 不妊去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理などにより周辺環境の美化を図り近隣住民の理解を得るよう努めること。
- 必要に応じて、猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置（耳カット、入れ墨、マイクロチップの挿入、写真による記録など）を講ずるよう努めること。

担当：八王子市保健所 生活衛生課 動物衛生担当
〒192-0083 八王子市旭町 13-18(3 階 10 番窓口)
電話 645-5113